

# 子ども・子育て支援新制度について

平成 25 年 8 月 9 日

## 目 次

### 子ども・子育て支援新制度について

1 趣旨	1
2 新制度の主なポイント	1
(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律に関する事	1
(2) 子ども・子育て支援法に関する事	2
(3) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に関する事	4
3 本市の対応	5

### 参考資料

#### 別冊1 子ども・子育て支援新制度に関する参考資料

- 認定こども園について
- 子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業について
- 施設型給付の流れについて
- 教育・保育給付の利用手続きについて
- 平成27年4月本格施行を想定したスケジュール

## 1 趣旨

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現に向けて、社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いのしくみを構築することが求められている。

こうした中、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立した。

この3法に基づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、認定こども園制度の改善、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設等を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものである。

## 2 新制度の主なポイント

### (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正認定こども園法」という。）に関すること

#### [目的]

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園の設置を促進するように認定こども園制度の改善を図る。

#### ア 幼保連携型認定こども園の改善

#### [概要]

幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可、指導監督等を一本化し、例えば、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを付与する。

- 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として「幼保連携型認定こども園」を創設する。
- 認可、指導監督を一本化し、権限を都道府県から指定都市・中核市に移譲する。
- 設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。
- 指定都市・中核市は設備及び運営の基準について条例で定め、認可等の調査審議のため合議制の機関を条例で設置する。
- 財政措置を施設型給付（(2)ウ）により一本化する。

☞ **別冊1** 1 ページ「認定こども園について」参照

## イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

- 財政措置を施設型給付（(2)ウ）により一本化し、保育所型認定こども園の幼稚園機能など認可外部分の運営費についても、施設型給付の対象とする。

⇨ **別冊1** 1 ページ「認定こども園について」参照

## (2) 子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）に関すること

### [目的]

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。

- 市町村は、子ども・子育て家庭の状況及び需要について調査・把握したうえで、市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を策定する。その際、子育て当事者等の意見を事業計画に反映する。
- 市町村は、事業計画をもとに、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を実施する。
- 子ども・子育て支援給付には、現金給付（児童手当）及び教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）がある。

⇨ **別冊1** 2 ページ「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業について」参照

## ア 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

### [概要]

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を盛り込んだ事業計画を定め、本事業計画をもとに、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を実施する。

- 市町村は、国が定める基本指針に即して5年を1期とする事業計画を策定する。
- 事業計画の策定に当たっては、ニーズ調査の実施等により地域の実情を正確に把握するとともに、地方版子ども・子育て会議で意見聴取するなど、子育て当事者等の意見を反映する。
- 事業計画においては、地理的条件、社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期等を定める。

## イ 地方版子ども・子育て会議の設置

### [概要]

事業計画への子育て当事者等の意見の反映を始め、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するため、地方版子ども・子育て会議を設置する。(設置は努力義務)

- 地方版子ども・子育て会議では、事業計画策定に関する意見聴取、施策の総合的かつ計画的な推進についての調査審議を行うほか、教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）の対象となる施設の利用定員の設定についての意見聴取を行う。
- 地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえてその事務を処理することができるよう、子育て当事者、幼稚園関係者、労働者代表を委員に加えるなど、委員構成に留意する。

## ウ 教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）の創設

### [概要]

教育・保育給付として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の利用に対する給付「地域型保育給付」を創設する。

#### (7) 施設型給付の創設

- これまで別々に行われていた認定こども園、幼稚園、保育所に係る給付を一本化する。
- 保護者に対する個人給付を基礎とし、法定代理受領のしくみとする。私立保育所については、市町村から委託費として支払う。
- 幼稚園については、「施設型給付」又は従前からの「私学助成」のいずれかを選択することができる。

☞ **別冊 1** 3 ページ「施設型給付の流れについて」参照

#### (1) 地域型保育給付の創設

- これまで別々に行われていた家庭的保育、事業所内保育等への給付を一本化する。
- 保護者に対する個人給付を基礎とし、法定代理受領のしくみとする。
- 市町村は設備及び運営の基準について条例で定め、認可を行う。
- 「地域型保育給付」の対象施設となることについては、各施設が選択することができる。

(7) 支給認定

- 教育・保育給付の受給に当たり、保護者は、申請により、保育の必要性の有無について、市町村の認定を受ける必要がある。
- 保育が必要な場合は、保育の必要量（長時間、短時間）の認定が必要となる。

☞別冊1 4ページ「教育・保育給付の利用手続きについて」参照

エ 地域子ども・子育て支援事業の充実

[概要]

多様なメニューから施設や支援を選ぶことができるよう、市町村は、地域の実情に応じて子ども・子育て支援事業を実施するとともに、保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言等を行う「利用者支援」を実施する。

- 地域子ども・子育て支援事業には、利用者支援のほかに、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業及び病児保育事業等がある。
- 「利用者支援」は、子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において相談に応じ、必要な情報の提供・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）に関すること

[概要]

児童福祉法をはじめとする55の関係法律について、規定の整備を行う。

ア 児童福祉法に関すること

- 保育所での保育は、現行どおり市町村が保育の実施義務を担う。
- 市町村は、小規模保育等により保育の提供体制の確保について所要の措置を講じる。
- 市町村は、虐待事例など、特別な支援が必要な子どもの保護者に対し、保育の利用の申込みの勧奨を行うことに加えて、保育を受けることができるよう支援を行うとともに、支援を行った場合においても、やむを得ない事由により保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、保育所若しくは幼保連携型認定こども園への入所の措置を講じる。
- 放課後児童健全育成事業の対象年齢を、おおむね10歳未満の小学生から小学校全学年に拡大する。
- 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について条例で定める。

#### (4) 施行時期

##### ア 支援法

政令で定める日から施行する。

※ 具体的な期日については、税制抜本改革による消費税率の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討される。早ければ平成27年4月1日に本格施行。

ただし、給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備行為は公布の日（平成24年8月22日）から、地方版子ども・子育て会議の設置等は平成25年4月1日から施行する。

##### イ 改正認定こども園法及び整備法

支援法の施行日から施行する。

※ 認可の手続き等の準備行為は公布の日（平成24年8月22日）から施行する。

### 3 本市の対応

本市では、「ワーク・ライフ・バランスのまち」を市政推進の重要な柱として掲げ、待機児童ゼロを目指した取組や仕事と子育ての両立支援に向けた取組を積極的に進めている。

こうした中、新制度が、本市の実情に即しつつ、円滑に実施されることが何よりも重要であると考えており、今後、国から示される基本指針等に沿って、新制度への移行に向けて、周到な準備を重ねて、子ども・子育て支援施策が総合的かつ計画的に展開できるよう、所要の準備を着実に進めていく。

また、国に対して、早急に制度設計を進め、施設や事業等の基準を速やかに提示するとともに、準備経費を含め必要な財政措置を講じるよう、要請していく。

#### 【準備業務の内容】

- 地方版子ども・子育て会議の設置・運営
- 事業計画の策定（ニーズ調査の実施を含む）
- 教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に係る関係規程の整備
- 施設型給付及び地域型給付に係る利用者負担額の設定
- 制度管理システムの導入
- 新制度の実施体制の整備
- 教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に係る施設（事業者）への説明
- 新制度についての市民への周知

☞ **別冊1** 5ページ「平成27年4月本格施行を想定したスケジュール」参照

**【子ども・子育て支援新制度の国の問い合わせ先】**

◎内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室 TEL:03-5253-2111（代表）

◎ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府子ども・子育て支援新制度

検索